

調布市立北ノ台小学校 学校いじめ防止対策基本方針 概要版

①まず「いじめ」とは？



昔は、1人をみんなで攻撃したらいじめだったわ。

別にお金取られたり、暴力を振るわれたりしている訳じゃない。いじめまでは言い過ぎだよ。



今は、いじめられた側の人がいやだと思えばいじめになります。(平成25年いじめ防止対策推進法)

②本校の1年間のいじめ件数

令和7年度199件【全校児童数830名】

全児童の24%

多いと思いますか？少ないと思いますか？



③学校はどのようにするのか？

未然防止と早期発見

未然防止として行うこと

・毎月

学校いじめ防止対策委員会

生活指導部会

特別支援校内委員会

・毎週

生活指導夕会

情報共有・事前指導

早期発見のため

・年3回のアンケート実施

・スクールカウンセラーによる
全員面接【5年生】

・交換授業・教科担任時の発見



④いじめがあったらどうするのか？

実態把握→解決に向けた方針の決定→対象児童への支援といじめを行った児童への指導

それ以外にも対象児童・いじめを行った児童の保護者への連絡や学級への指導をします

ただし、**児童の生命・身体・財産に重大な被害**が生じるような内容のものは**重篤**なものとして扱い、**警察への通報**や**教育委員会との連携の基**、**弁護士や保護司会**、**多摩児童相談所**にも**相談・通報・通告**します。

⑤保護者の人にぜひ知っておいてほしいこと

・いじめはどの子にも起こることで加害者にも被害者にもなる。(昔のいじめの概念ではなくなっている)

・どの子にもちょっとしたことで心が折れてしまう可能性がある。日頃の様子も手は放しても目は放さない。

・いじめの解消は最低でも3か月経過してから。(すぐに解決とは言えない。)